

令和4年4月1日から任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額が変更になります

健康保険法等の一部改正に伴い、任意継続被保険者の標準報酬月額は「健康保険組合が規約で定めた額」とする事が出来るようになり、令和4年4月1日以降の資格取得に関しては、全ての方が資格喪失した時の標準報酬月額を基に保険料の上限額が変更になります。

改正のポイント

● 現行の標準報酬月額の上限

退職時の標準報酬月額か300千円
(組合平均の標準報酬月額)のどちらか低い方



● 令和4年4月1日から

**退職時の標準報酬月額にて
保険料が決まります**

保険料の上限の考え方

例:退職時の標準報酬月額が410千円の場合

● 現行の保険料の上限(令和4年3月31日まで)

退職時の標準報酬月額:410千円 組合平均の標準報酬月額:300千円
→低い方の組合平均の**標準報酬月額300千円**の保険料(29,100円/月)



● 令和4年4月1日以降の資格取得からは

退職時の標準報酬月額410千円の保険料(39,770円/月)

届出もれはありませんか？

住所変更届提出のお願い

引っ越し等により住所が変更となった場合は、当健康保険組合への届出が必要となります。
勤務先の事業所を通して速やかにお手続きくださいますようお願いいたします。

被扶養者不該当の届出についてのお願い

就職等により当健康保険組合の被扶養者でなくなったご家族がいらっしゃる場合には、勤務先の事業所を通して速やかにお手続きくださいますようお願いいたします。

健康保険組合主催

kencom

みんなの歩活

— minnade arukatsu —

2022 Spring

リモートでも仲間と繋がる
ウォーキングイベント!

イベント期間中の平均歩数で上位入賞者には記念品をプレゼント!

エントリー期間

4.4-4.27

2022/4/4(月)14:00 ~ 2022/4/27(水)23:59

イベント期間

4.28-5.31

2022/4/28(木)00:00 ~ 2022/5/31(火)23:59

※詳細は4月上旬に健保組合ホームページでお知らせします。

さっそく
歩活に
エントリー!

まだkencomに登録していない方

まずはkencomに登録!
アプリもダウンロード



すでにkencomに登録している方

さっそく
「みんなの歩活」に
エントリーしましょう!
4月4日から



運動不足
解消に!!